



平成 29 年 1 月 13 日

各 位

大阪市中央区淡路町三丁目 6 番 3 号  
ステラケミファ株式会社  
代表取締役 深田 純子  
(コード番号 4109 東 1)

(問合せ先) 取締役執行役員総務部長 宮下雅之  
TEL 06-4707-1512

### 第三者割当による第 1 回及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の 発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 27 日付の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第 1 回及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、それぞれを「第 1 回新株予約権付社債」及び「第 2 回新株予約権付社債」といい、総称して「本新株予約権付社債」といいます。）の発行に関しまして、本日付で割当先であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）から予定通り社債総額 30 億円の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 12 月 27 日付で公表しております「第三者割当による第 1 回及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

#### 本新株予約権付社債の概要

(1)	払込期日	平成 29 年 1 月 13 日
(2)	新株予約権の総数	48 個（第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債の合計） 第 1 回新株予約権付社債 32 個 第 2 回新株予約権付社債 16 個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各社債の払込金額：金 62,500,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円） 第 1 回新株予約権付社債 発行総額 20 億円 第 2 回新株予約権付社債 発行総額 10 億円 各新株予約権の払込金額：本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下、第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債に係る各新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）と引換えに金銭の払込みは要しません。
(4)	当該発行による潜在株式数	潜在株式数：913,248 株（第 1 回及び第 2 回新株予約権付社債の合計） 第 1 回新株予約権付社債 608,832 株（新株予約権 1 個につき 19,026 株）

		<p>第2回新株予約権付社債 304,416株（新株予約権1個につき19,026株）          上限行使価額はありませぬ。</p> <p>下限行使価額は、第1回及び第2回新株予約権付社債ともに3,285円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数の合計は913,248株（第1回新株予約権付社債608,832株、第2回新株予約権付社債304,416株）であります。</p>
(5)	資金調達額	<p>2,980,000,000円（差引手取概算額）（注）</p> <p>差引手取概算額は、本新株予約権付社債の総額から、本新株予約権付社債に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。</p>
(6)	行使価額及びその修正条件	<p>当初行使価額</p> <p>第1回新株予約権付社債3,285円          第2回新株予約権付社債3,285円</p> <p>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通取引の終値（以下「東証終値」といいます。）の92%（第1回新株予約権付社債）及び91%（第2回新株予約権付社債）に相当する価額にそれぞれ修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額（第1回及び第2回新株予約権付社債ともに3,285円）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p> <p>なお、第2回新株予約権付社債につきましては、平成31年1月11日までは、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値が4,270円以上の場合のみ行使可能となっております。</p>
(7)	募集又は割当方法(割当先)	みずほ証券に対する第三者割当方式
(8)	その他	<p>当社は、みずほ証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債に係る第三者割当て契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。本契約において、①当社は、みずほ証券に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること（但し、第1回新株予約権付社債に付された本新株予約権に限ります。）、②当社は、みずほ証券が本新株予約権につき、行使することができない期間を指定することができること、並びに③みずほ証券は、一定の場合を除き、当社の承認を得ることなく本新株予約権付社債を第三者に譲渡することができないこと等が定められています。</p>

（注）本新株予約権付社債は、従来の行使価額修正条項付の新株予約権付社債と異なり、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数が固定されていることから、本新株予約権の行使価額が修正又は調整により変動した場合、当該変動に伴って本新株予約権の行使による調達金額も変動します。なお、本新株予約権の下限行使価額は当初行使価額と同額に設定されているため、本新株予約権の行使価額が当初行使価額を下回る水準に修正されることはなく、行使価額の修正を原因として、上記資金調達の額が減少することはありません。本新株予約権の行使価額の修正により、本新株予約権行使時の行使価額が当初行使価額を上回る場合には、行使の都度、当該行使された本新株予約権に係る社債が出資されるのに加えて、その上回る部分の金額について追加の金銭支払いが行われ、資金調達の額は

増加することになります。

以 上